

甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制等に関する検討項目

令和3年5月27日
原子力規制庁
放射線防護企画課

1. 基本的な考え方

甲状腺被ばく線量モニタリングは、まず、簡易測定を行い、次に、詳細な測定が必要な場合には詳細測定を行うことを基本とすることが前回第2回会合で確認された。また、簡易測定は甲状腺被ばくのスクリーニングを目的とし、詳細測定は簡易測定の結果を踏まえ、スクリーニングレベルを超えた者を対象に行うことを基本とし、定量的かつ、より精確に測定することを目的とすることが同様に確認された。

このような考え方を踏まえ、実施体制等について検討する。

2. 検討の項目

以下の項目について検討する。

(1) 簡易測定の実施体制について

ア. 測定場所・実施体制

測定場所は、避難所又はその近傍の実施可能な適所を基本として検討する。

測定体制については、地方公共団体が原子力災害医療協力機関、原子力事業者等の協力を得て実施体制を構築することについて検討する。

イ. スクリーニングレベル

スクリーニングレベルは、測定の実施期間やスクリーニングの対象とする甲状腺吸収線量（判断レベル）等を踏まえて検討する。

(2) 詳細測定の実施体制について

ア. 測定場所・実施体制

開発した詳細測定器が普及した際の実施体制について検討する。

測定場所は、避難所又はその近傍の実施可能な適所を基本として検討する。

測定体制については、地方公共団体が高度被ばく医療支援センターや原子力災害医療協力機関等の協力を得て実施体制を構築することについて検討する。

また、現行の実施体制についても併せて確認する。